

「携帯電話端末調達及び通信サービス提供業務」

1. 件名

「携帯電話端末調達及び通信サービス提供業務」

2. 調達目的

令和３年度より導入している携帯電話端末及び FMC サービス（MDM サービス込み）について、既存の構築網及び端末を活用し、引き続き携帯電話端末と固定電話端末とを電話交換システムをもって連動させ、業務の効率を維持することを目的とする。

以降、フィーチャーフォン・スマートフォンをまとめて携帯電話端末と称する。

3. 調達概要

- (1) 納品時想定環境 : 別紙 1 に記載の通り
- (2) 調達物 : 別紙 2～4 に記載の通り
- (3) FMC 構築期間 : 契約日～令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 各種納品期限 : 後述 4. の通り
- (5) FMC サービス利用期間 :
 - スマートフォン（デモ機用）: 契約締結後 1 ヶ月以内～令和 9 年 3 月 31 日
 - スマートフォン : 令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
 - フィーチャーフォン : 令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

4. 納期及び納品場所

表 1 納品物

項	名称	数量	納品期限	納品場所	備考
1	スマートフォン （デモ機用）一式 ※ 1	2 台	契約締結後 1 ヶ月 以内	PMDA 総務部総務課	サービス契約開始 期間の始期から使用 できるよう、左 記期限に関わらず 早期に納入するこ とが望ましい。
2	スマートフォン 一式※ 1	430 台	令和 9 年 3 月 31 日	PMDA 総務部総務課 ※4	
3	フィーチャーフォ ン 一式※ 2	700 台			
4	端末説明書	一 式	令和 9 年 2 月 28 日	PMDA 総務部総務課	電子媒体で納入す ること。 なお、複数の項目 を 1 つのファイル に集約する場合は PMDA の承諾を得る こと。
5	サービス説明書				
6	一般職員用説明資 料				
7	管理者用マニユア ル				
8	利用状況の分かる 一覧表 ※3				

※1 別紙 3 1-1 参照

※2 別紙 2 1-1 参照

※3 090 番号・内線番号・利用者等、PMDA が指定する内容

※4 東京本部とは別に、PMDA が指定する台数セットを関西支部に送付すること。

台数はフィーチャーフォン3台、スマートフォン8台。

5. FMC サービス

詳細は、別紙 4 及び表 2 の通り。

表 2 FMC サービスの内容

項	番	名称		フィーチャーフォン	スマートフォン
1	1	FMC サービスルーター等保守		2 拠点（東京及び大阪）	
2	1	通信回線		2 回線（東京及び大阪）	
3	1	FMC サービス		FMC 同時接続：東京 100 CH／大阪 10CH アクセス回線接続：東京 300CH／大阪 14CH	
4	1	通信プラン	無料通話分	20 分 共有可 繰越不可	20 分 共有可 繰越不可
	2		無料通信分	0.1GB 共有不可 繰越可	2GB 共有可 繰越不可

6. 入札金額

・購入費及び運用費（FMC サービス利用期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）を合算したものを入札額とすること。

・フィーチャーフォンとスマートフォンの総契約回線は 1,130 回線だが、総契約下限回線は 900 回線として積算すること。

(1) 購入費（購入時一括払い）：

- ・フィーチャーフォン 700 台（電池パック含む）
- ・フィーチャーフォン用 AC アダプタセット 300 個
- ・スマートフォン用充電器 440 個
- ・スマートフォン用画面保護フィルム 460 個
- ・スマートフォン用本体保護ケース 440 個
- ・スマートフォン用ネックストラップ 440 個

(2) 運用費（月額払い※入札額は FMC サービス利用期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日の総額とすること）：

- ・スマートフォン 430 台の及びデモ機のレンタル料及びレンタル補償費
- ・携帯電話端末通信サービスに必要となる一切の額

(3) 導入費

別紙 1 の赤枠内の工事にかかる一切の費用

なお、(1)～(3)において考慮すべき事項は以下のとおりである。

- ① 音声通話及び SMS 送受信に係る経費のうち、PMDA の既存 PBX から携帯端末の間で必要となる機器、回線、通信料、作業料等を含む一切を本調達の対象とする。
- ② PMDA の既存 PBX を経由した音声通話以外の利用（例：090 番号を利用した発信等）があった

場合の通話料金については、無料通話分を含む従量課金とする。但し、本調達の要件を満たすことに伴い、無償で一定の通話料が附帯する場合や、一定の通話料を適用した場合の方が総額として安価になる場合は、この限りではない。

- ③ 携帯電話端末から PMDA の PBX を経由して外線発信する場合における、PMDA の既存 PBX から相手方までの通話料金についても、本調達の対象外とする。
- ④ 運用費にはユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料等を含めるものとするが、当該サービス料に変更が生じた際は、PMDA と受注者で協議のうえ変更可能とする。
- ⑤ その他（プロバイダサービス料金、FMC サービス使用料金、MDF 使用料金、その他仕様を満たすオプション料金）

7. 作業実施方法

- (1) 契約日から5営業日以内に導入計画書を提出し、FMCサービスの導入計画、具体的な作業スケジュール及び人員体制等を示すこと。またPMDAの申し出に基づき打合せを実施し、毎回記録を作成のうえPMDAの承認を経ること。
- (2) 本書に記述する要件を満たす機器等を所定の期限までに納入するとともに、サービス利用期間開始までに仕様を満たすFMCサービスを構築し提供すること。詳細は「別紙2」「別紙3」「別紙4」に示す。なお、全ての機器はPMDAが指定する各種設定が施されキッティング作業が完了された状態で納品し、直ちに使用が可能なこと。
- (3) 端末をはじめとする機器類は全て未使用品とした上で、同一要件の物品においては全数を同一メーカーの同一機種にて納入すること。なお役務に必要な部材についても本調達対象に含むものとする。
- (4) 作業にあたっては、既存の電話交換設備及びこれによるネットワークの運用に影響を与えないようにすること。影響が懸念される場合は、事前にPMDAに申し出た上で、現行保守業者等の関係者と協議を行うこと。万が一、影響を与えた場合には、PMDAの指示のもと請負者の責任において速やかに復旧を行うこと。
- (5) 端末納品時において、携帯電話端末及びACアダプタセットの不具合若しくは不具合の兆候が確認された場合は、代替品を即時に納品すること。また、納品後における不具合についても、納品時に欠損等があったことが明らかな場合又はメーカー保証で対応できる場合には、無償の対応とすること。
- (6) 端末以外の通信機器や回線については、3（5）で定める期間において保守を実施し、定期的メンテナンスや不具合発生時の対応を図ること。また、サービス提供期間における経年劣化等に伴う機器や部品の交換についても、本調達の対象とする。
- (7) 導入に必要な工事等はPMDAが指定した日（2027年2月～同年3月）に実施すること。
- (8) その他本調達対象が原因で生じたMDMサービス及びFMCサービス等の障害についても、即対応を図ること。復旧に時間が要する場合は速やかに復旧計画を提示すること。

8. 適用事項

本書による他、関係法令を適用する。また、業務上必要とする製品規格等については、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本産業規格（JIS）、日本電機工業会標準規格（JEM）を準用する。

9. 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実

に行うこと。

- ② 本業務に従事する要員は、PMDAと日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。
- ④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。
- ⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ⑥ 受注者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。

(2) 機密保持、情報・資料の取扱い

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で PMDA が提供した情報・資料（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示及び作成した情報・資料を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、PMDA が提供した情報、資料を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、承認を得ること。特に機密情報（PMDA により明確に機密と指定される情報で、公には入手できない情報）については、別に「秘密保持契約」を締結し、これを遵守しなければならない。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するに当たり、PMDA が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
- ③ 複製はしないこと。
- ④ 受注者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、PMDA との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則として、受注者組織外に持ち出さないこと。
- ⑤ 個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。
- ⑥ 受注者組織内で作業を行う場合には、作業を行う施設は、IC カード等電磁的管理による入退館管理がなされていること。
- ⑦ 作業を行う施設内の作業実施場所は、IC カード等電磁的管理による入退室管理がなされていること。
- ⑧ 電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。
- ⑨ 情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受注者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準や PMDA 情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、PMDA の承認を得ること。
- ⑩ 用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却すること。
- ⑪ 受注業務完了後、PMDA が提供した情報・資料を返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA へ提出すること。
- ⑫ 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、PMDA が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

(3) 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受注者は、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構情報サイバーセキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に遵守すること。セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」に準拠しているので、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受注者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。
- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
- ④ 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

10. 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、PMDA の年次情報セキュリティ監査実施時などで PMDA が本件受注者に対して情報セキュリティ履行状況の確認が必要であると判断した場合は、以下の対応を求めるものとする。

(1) 情報セキュリティ履行状況の報告

PMDA がその報告内容と提出期限を定めて情報セキュリティ履行状況の報告を求めるものとする。

(2) 情報セキュリティ監査の実施

PMDA がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（PMDA が選定した事業者による監査を含む。）ものとする。

- ① 受注者は、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。
- ② 受注者は自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。
- ③ 受注者は、情報セキュリティ監査の結果、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について PMDA が改善を求めた場合には、PMDA と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに改善を実施するものとする。

情報セキュリティ監査の実施については、本項に記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

11. 納入成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本業務において作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本業務において発生した権利については、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本業務において発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本業務において作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は、事前に当該既存著作物の内容について PMDA の承認を得ることとし、PMDA は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 本業務において第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知った時は、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

12. 入札参加資格に関する事項

入札参加要件は、以下のとおりとする。

- ① 公的な資格や認証等の取得
 - イ. 品質管理体制について ISO9001:2015、組織としての能力成熟度について CMMI レベル 2 以上のうち、いずれかの認証を受けていること。
 - ロ. 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。
- ② その他
 - イ. 本仕様書 7（1）に定める導入計画書の案について、開札日の 1 営業日前 11 時 00 分までに、本仕様書 15 に記載の窓口連絡先宛てに書面（郵送又は持参）又は電子媒体（メール）にて提出し、PMDA の確認を受けていること。
 - ロ. 本業務に関して深い知識及び経験を有する担当者を選任し、必要な際に直ちに支援できる体制を確保していること。

13. 再委託に関する事項

（1）再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者（受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額（総額）の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本書が定める受注者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。

また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受注者が負うこと。

（2）承認手続

受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。

当初申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。
再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合は、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を提出すること。

14. その他特記事項

(1) 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、本業務に係る納入成果物については、最新の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること

(2) その他

- ・本調達に係る部材費、労務費その他一切の経費は落札者において負担すること。
- ・本業務に対しては、万全の体制で実施し、誠実に履行すること。
- ・稼働中の通信機器の正常動作を保証し、通常業務に重大な影響を与えないこと。
- ・詳細等については、別途打合せのうえ行うこと。
- ・インターネット上で請求書の確認が可能なこと。
- ・本書の解釈に疑義が生じた場合、PMDA と受注者双方で協議の上、決定すること
- ・受注者は、本業務の履行にあたり、政府統一基準、厚生労働省又は PMDA の情報セキュリティに関する方針、基準その他これらに準ずる全体方針の改定又は変更があった場合には、PMDA の指示に従い必要な対応を行うこと。
- ・作業にあたっては、PMDA 及び建物管理者の指示に従うこと。また、十分な注意を払い、必要に応じて養生し、手押し車（台車）等で納品及び撤去すること。（パレットでの納品及び撤去は禁止とする）
- ・作業にあたって、エレベーターを使用する際は、貨物用エレベーターを使用すること
- ・駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。i、ii とともに、利用にあたっては所定の届を提出する必要がある
 - i 本部（新霞が関ビル）
 - a 大型自動車（車高 2.5m 以上の車）で搬入する場合
新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるので、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を FAX すること。
 - b それ以外の自動車（車高 2.5m 未満の車）で納品する場合
新霞が関ビル地下 1 階の屋内駐車場に止めることが可能。荷下ろし地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を止め、荷下ろしすること。
 - ii 関西支部（Nakanoshima Gross 未来医療 R&D センター）
 - a 大型自動車（車高制限 3.3m 原則 2 トン車迄）で搬入する場合
ビル北側から進入し、南側の荷捌き場を利用すること。荷捌き場での荷捌きが完了次第、速やかに移動すること。館内作業中の駐車は不可。原則 2 トン車までとなるため、2 トン車以上の車両の場合は事前に相談すること。
 - b それ以外の自動車（全長 5.3m、全高 2.5m、全幅 2.05m 以内）で納品する場合
機械式駐車場に駐車可能。駐車場で、同乗者の乗降・荷物の積み降ろしを行うこと。なお、車寄せでの停車は乗降・荷物の積み降ろしのみとし、完了次第、速やかに移動すること。
- ・輸送費、駐車料金その他一切の費用を含むこと
- ・搬入に際し必要となる一切の手続を行うこと
- ・本書に定めのない事項が生じた場合には、PMDA 担当者と協議のうえで実施すること

15. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課

TEL : 03-3506-9541

E-mail : soumuka●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマーク●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。

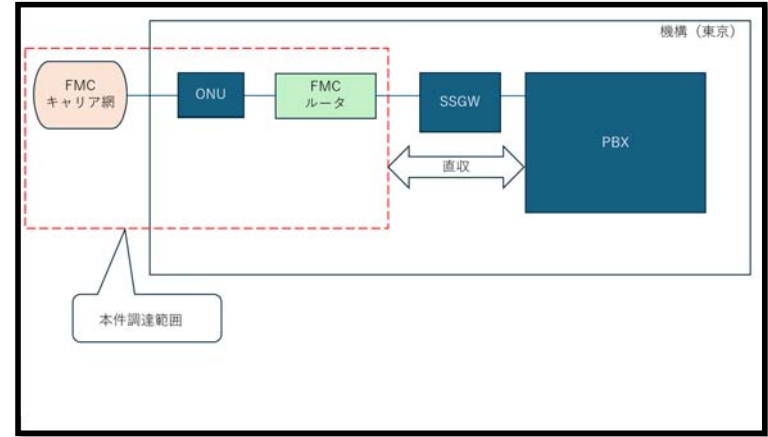
【別紙1】納品時想定PBX環境

項番	場所	回線種別等		回線数
				PBX 実装
1-1	東京	外線	FMC(直収)	100ch
1-2		内線	FMC(パッケージはモバイル側で準備)	1,400回線
2-1	大阪	外線	FMC	10ch
2-2		内線	FMC(パッケージはモバイル側で準備)	30回線

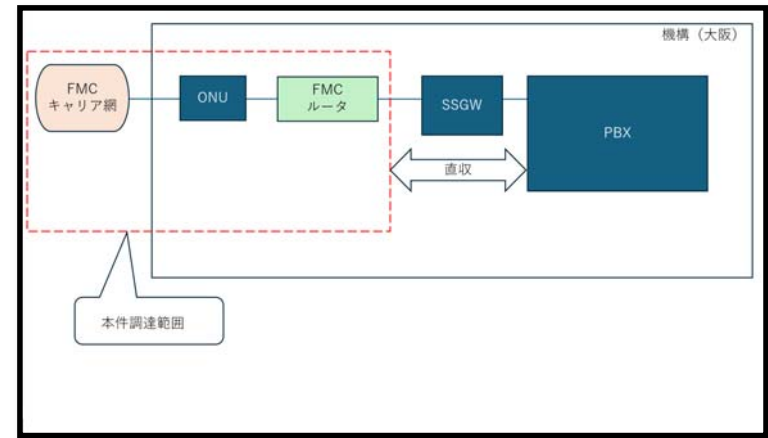
回線構成図

※PBXへはSIP直収のみとする

①東京



②大阪



(参考：PBX想定スケジュール)

	2026								2027			～	2032
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	～	3月
要件定義													
設計													
構築													
局線引込 (※1)													
機器設置・テスト (※2)													
移行 (※3)													
障害対応等													
運用・保守													

※1：本調達の対象外
※2：原則として2027年1月9日～移行日前々週の土日祝もしくは平日夜間とする
※3：原則として2027年2月19日夜～2月21日とする（ただし大阪は1月下旬～2月上旬に先行実施予定）

【別紙2】調達物(フィーチャーフォン:購入)

項番	カテゴリ	内容
1	1 品目・数量	・フィーチャーフォン700台(電池パック含む) ・ACアダプタセット 300個 ・FMCサービス(サービスに必要なとなる機器、回線、作業等の一切を含む) ・MDMサービス(同上) ・上記サービスに必要なとなるアクセス回線やルータ等の通信機器 ・関係書類一式(端末及びサービスに関する説明書、内線番号一覧表等)
2	1	AndroidOSを搭載していること
2	2	2022年9月以降に発売されたモデルであること
2	3	内部メモリは、RAM1GB、ROM8GB 以上とすること。
2	4	携帯端末の画面サイズは原則3インチ以上4インチ以下で、折りたたみ式の端末であること。
2	5	重量は100グラム以上150グラム以下であること。
2	6	フル充電時における連続通話時間が400分以上(4G)、連続待ち受け時間が300時間以上(4G)であること。
2	7	筐体のカラーは、ブラック若しくはシルバーとすること。
2	8	防水IPX5/IPX8以上、防塵IP5X以上、MIL規格準拠であること。
2	9	内線番号(4～6桁)を持てること。内線番号の桁数については、導入する全端末で同一とする。
2	10	一般的な携帯電話機端末の機能を備えていること。
2	11	4G通信が可能なこと。
2	12	端末ごとに、機構が指定する画面ロックのパスワードを設定できること。
2	13	充電端子がType-Cであること
3	1 管理機能	オンライン上で各種設定やMDM機能を遠隔操作できる管理ツールを準備すること。その際、PMDA専用のIDとパスワードを準備し、PMDA職員(IDとパスワードを共有する職員のみ)が自ら操作が可能なこと。本仕様で定める全ての設定や制限を当該ツールにより対応可能とする必要はないが、対応できない機能については、5-1で設ける窓口等へ申請することにより即対応可能なこと。
3	2	サービス提供者側の事情によりオンラインによる設定ができない場合についても、5-1で定めるサポート窓口へ申請することにより各種設定作業を代行可能なこと。
3	3	5-1に加えて、盗難・紛失時にユーザー側の操作により、回線停止の対応を24時間365日可能であること。
4	1	端末のリモートロック、リモートワイプ及び電波の停止ができること。
4	2	SMSの送受信ができること。但し、他のMDM機能に制限を設けることに伴い本機能が設定できなくなるような場合については、この限りではない。
4	3	音声通話及びSMSを成立させるためのパケット通信(OSアップデートやアプリインストールに用いる場合を含む)を除き、アプリの使用不可/利用制限等によるパケット通信を制限できること。
4	4	Wi-Fi の利用を制限できること。
4	5	キャリアメールの利用を制限できること。
4	6	カメラの利用を制限できること。
4	7	PMDAが指定したアプリ以外のアプリについて、インストールを制限できること。ただし、セキュリティにかかるアップデートを要する場合は、対応すること。
5	1 サービス・保守	電話もしくはメール(web)によるサポート窓口(PMDA専用の必要はなし)を設け、当該窓口にて、盗難・紛失時の場合回線停止の代りのほか、各種問合せに対応すること。 電話によるサポート窓口は原則として平日の9:30～17:30とするが、窓口での対応が難しい場合は、営業担当者が直接対応する等の代替手段を設けること。 盗難・紛失時の対応(リモートロック及び回線利用中断)は24時間365日作業の代行を受け付けるサポートセンターを設けること。
5	2	導入後3日間はPMDA事務所内(但し東京のみ)にヘルプデスクを開設することを原則とするが、PMDAと協議の上オンラインでも可とする。
6	1	別途PMDAより提示する内線番号リストに基づいて、各端末に内線番号を設定した上で納品すること。
6	2	別途PMDAより提示するパスワードに基づいて、各端末に画面ロックパスワードを設定した上で納品すること。
6	3	上記4「MDM機能又はフィーチャーフォン管理ソフト」で求める内容を設定した上で納品すること。
7	1 その他	FMC サービスについては、障害時における早期切り分けを考慮し、単一事業者が提供している FMC サービスを導入することとし、MVNO 事業者などを含めた複数社での提供となる FMC サービスでないこと。
7	2	必要に応じて、FMC サービス導入前に機構内での電波調査を行い、フロア全体で電波がカバーできるよう設計をすること。電波が届かない場所がある場合には、アンテナ等設置をすること。

【別紙3】調達物(スマートフォン:デバイスのみレンタル、その他購入)

項	番	カテゴリ	内容
1	1	品目・数量	・iOSを搭載し、番号発信による電話機能(サードパーティ製品による通話機能は含まない)があり、2025年9月1日以降に日本にて販売されたデバイス 430台 ・上記と同機種のデモ機 2台 ・充電器 430+10+(予備)=440個 ・画面保護フィルム(360° のぞき見防止対応) 430+30(予備)=460個 ・本体保護ケース 430+10+(予備)=440個 ・ネックストラップ 430+10+(予備)=440個 ・FMCサービス(サービスに必要な機器、回線、作業等の一切を含む) ・MDMサービス(同上) ・上記サービスに必要なアクセス回線やルータ等の通信機器 ・関係書類一式(端末及びサービスに関する説明書、内線番号一覧表等)
2	1	クラウドサービス	本調達においてMDM機能を提供するサービスを選定する場合、主たる機能の提供元や情報資産の格納先が、情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づき評価、登録されたサービスとすること。
3	1	管理機能	スマートフォン端末を一元的に管理・制御可能なサービス(MDMサービス)を用意すること。MDMサービスにログイン可能な管理者アカウントを準備し、PMDA管理担当が操作、設定可能な状態とすること。本仕様で定める全ての設定や制限を当該ツールにより対応可能とする必要はないが、対応できない機能については、5-1で設ける窓口等へ申請することにより即対応可能なこと。
3	2		サービス提供者側の事情によりオンラインによる設定ができない場合についても、5-1で定めるサポート窓口に申請することにより各種設定作業を代行可能なこと。
3	3		5-1に加えて、盗難・紛失時にユーザー側の操作により、回線停止の対応を24時間365日可能であること。
4	1	MDM機能	本調達にて納入するスマートフォン端末を全て登録、管理できること。
4	2		MDMサービスの管理画面上より登録済端末のリモートロック、リモートワイプ及び電波または回線の停止・中断ができること。
4	3		登録済端末において以下デバイスの制御が可能なこと。 ・インストール済標準アプリケーションの制限(禁止、または非表示) ・AppStoreの利用制限 ・Wi-Fi接続、テザリング利用制限 ・カメラ、USBデバイス(データ通信に限る)の利用制限
4	4		音声通話及びSMSを成立させるためのパケット通信(OSアップデートやアプリインストールに用いる場合を含む)を除き、パケット通信を制限できること。
4	5		機構にて利用中のMicrosoft EntraIDと統合、連携し以下の機能を実装可能なこと。 ・EntraIDを利用したMicrosoft365アプリ、サービスへのシングルサインオン機能 ・本調達におけるMDMサービスにて管理されている端末のポリシー準拠状態を機構管理のMicrosoft Intuneへ連携する機能
4	6		管理操作およびセキュリティイベントに関するログを一定期間保持し、MDMサービスの管理画面から確認可能であること。またログ保持期間は1年とすること。
5	1	サービス・保守	電話もしくはメール(web)によるサポート窓口(PMDA専用の必要はなし)を設け、当該窓口にて、盗難・紛失時の場合回線停止の代行的ほか、各種問合せに対応すること。 電話によるサポート窓口は原則として平日の9:30～17:30とするが、窓口での対応が難しい場合は、営業担当者が直接対応する等の代替手段を設けること。 盗難・紛失時の対応(リモートロック及び回線利用中断)は24時間365日作業の代行を受け付けるサポートセンターを設けること。
5	2		導入後3日間はPMDA事務所内(但し東京のみ)にヘルプデスクを開設することを原則とするが、PMDAと協議の上オンラインでも可とする。
6	1	キitting	別途PMDAより提示する内線番号リストに基づいて、各端末に内線番号を設定した上で納品すること。
6	2		別途PMDAより提示するパスワードに基づいて、各端末に画面ロックパスワードを設定した上で納品すること。
6	3		上記4「MDM機能」で求める内容を設定した上で納品すること。
6	4		初期導入時、もしくは運用中の機器交換において必要な保守サポートを受けるためにApple社が保有、管理するサービスへ情報の登録が必要な場合、可能な限り受注者が対応した上で納品すること。
6	5		画面保護フィルムを貼りつけた上で納品すること。
7	1	レンタル補償	紛失・盗難・自然故障・水濡れその他事故による、対象機器の全損又は一部破損時に、無料で交換すること。適用回数は無制限とする。
7	2		交換機は原則 5営業日以内に納品すること。
7	3		上記6「キitting」を終えた上で納品すること。
8	1	その他	FMC サービスについては、障害時における早期切り分けを考慮し、単一事業者が提供している FMC サービスを導入することとし、MVNO 事業者などを含めた複数社での提供となる FMC サービスでないこと。
8	2		必要に応じて、FMC サービス導入前に機構内での電波調査を行い、フロア全体で電波がカバーできるよう設計をすること。電波が届かない場所がある場合には、アンテナ等設置をすること。
9	1	付属品仕様	充電器付属充電ケーブルを用いて急速充電に対応していること
9	2		保護ケース:TPE素材でストラップホルダーを有すること
9	3		保護フィルム:360° のぞき見防止機能を有すること

【別紙4】調達物（FMCサービス内容等）

項	番	カテゴリ	内容
1	1	FMC機能	PMDA内の想定PBXと本サービス受託者が提供するFMCサーバーに音声通話専用の回線を敷設し、当該回線を経由して、想定PBXに基づく固定電話機と新たに導入する携帯電話端末間で相互に通話及び転送が可能なこと。但し別紙1回線構成図①及び②のPBXのみを対象とする。
1	2		PMDAの想定PBXを経由した音声通話及び端末番号(090番号)を用いた発着信が利用可能な設定とすること。
1	3		想定PBX①とFMCサーバーは92チャンネル、想定PBX②とFMCサーバーは10チャンネルとする。想定PBX内で必要となる機器等の増強はPMDAで実施するが、想定PBXとFMCサーバーで必要となる回線、機器及び作業の一切については、設置場所がPMDAの事務所内か事務所外であるかに関わらず、一切を本調達の対象とする。但し専用回線を想定PBXに接続する作業のみPMDA側で実施する。PMDA事務所内に機器を設置する必要がある場合は、場所及び電源等はPMDAで準備する。
1	4		固定電話機に着信した通話（内線及び外線）を内線番号を用いて携帯電話端末に転送できること。但し、想定PBX側で対応すべき部分が完了していることを前提とする。以下、1-9まで同じ。
1	5		携帯電話機に着信した全ての通話（転送された場合を含む）について、保留対応及び転送が可能なこと。その際、他の携帯電話端末及び固定電話のどちらにも転送が可能なこと。
1	6		想定PBXで設定したピックアップグループに基づき、携帯電話端末から特番発信することで、固定電話機に着信をピックアップできること。
1	7		携帯電話端末からは、内線番号を用いて他の携帯電話端末及び固定電話機に発信できること。
1	8		携帯電話端末からは、PMDAの想定PBXを経由して、PMDAが保有するNTT番号（03番号及び06番号）を用いた発信ができること。その際、事前に設定することにより、端末ごとに任意の番号を選択して発信できること。
1	9		携帯電話端末キャリア網による音声通話が可能な環境であれば、外出先でも携帯電話端末を内線電話機として利用可能であること。
1	10		予め端末上で設定することにより、当該端末への着信を任意の携帯電話端末及び固定電話機に自動転送できること。
1	11		VoLTEでの通話が可能なこと
2	1	サービス・保守	電話もしくはメール（web）によるサポート窓口（PMDA専用の必要はなし）を設け、当該窓口にて、紛失時の場合回線停止の代行のほか、各種問合せに対応すること。 電話によるサポート窓口は原則として平日の9:30～17:30とするが、窓口での対応が難しい場合は、営業担当者が直接対応する等の代替手段を設けること。 紛失時の対応（回線停止等）は24時間365日行えること。
2	2		導入後3日間はPMDA事務所内（但し東京のみ）にヘルプデスクを開設することを原則とするが、PMDAと協議の上オンラインでも可とする。
2	3		フィーチャーフォン及びスマートフォンの通信プランは、PMDAの求めに応じ、FMCサービス利用期間であれば何度でも変更が可能とする。PMDAは変更したい月の前々月末までに申し出をし、受注者は速やかに変更のための契約をおこなうこと。